

2023.10.18

第5回セミナー

未払残業代請求事件 における労働時間

～始業・終業時刻の考え方～

法律事務所ASCOPE
弁護士 川島 孝紀

【本日のセミナーの目次】

- 1 残業代請求事件の全体像
- 2 裁判例上の労働時間についての考え方
- 3 始業時刻・終業時刻の考え方
- 4 始業終業時刻の立証方法（証拠）
- 5 まとめ

【本日のセミナーの目次】

- 1 残業代請求事件の全体像
- 2 裁判例上の労働時間についての考え方
- 3 始業時刻・終業時刻の考え方
- 4 始業終業時刻の立証方法（証拠）
- 5 まとめ

■ 残業代は、概ね以下のような計算式で求められる。

賃金単価

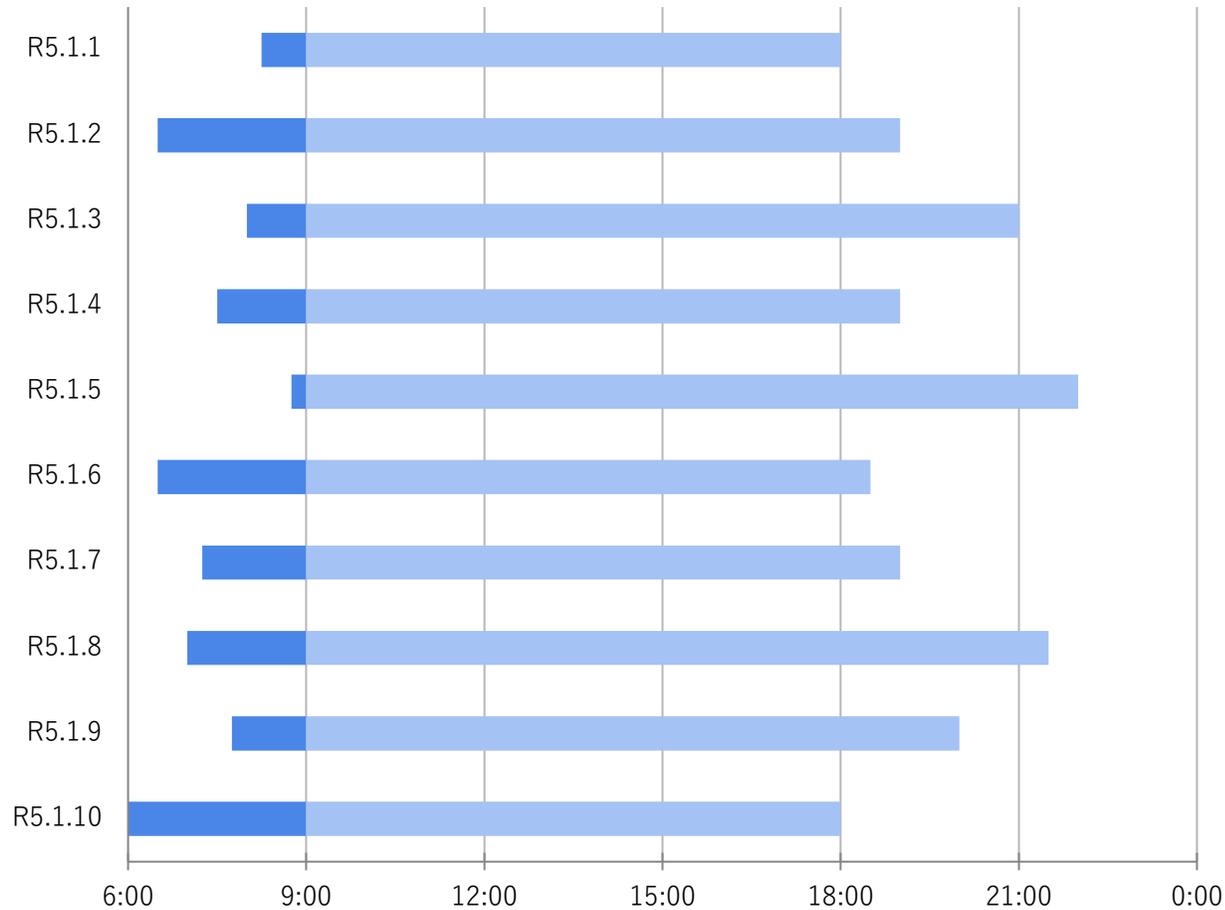
×

割増率

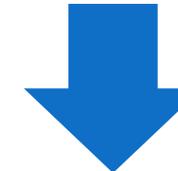
×

残業時間

始業時刻や終業時刻は総額に大きく影響する。



始業時刻を9：00とした場合

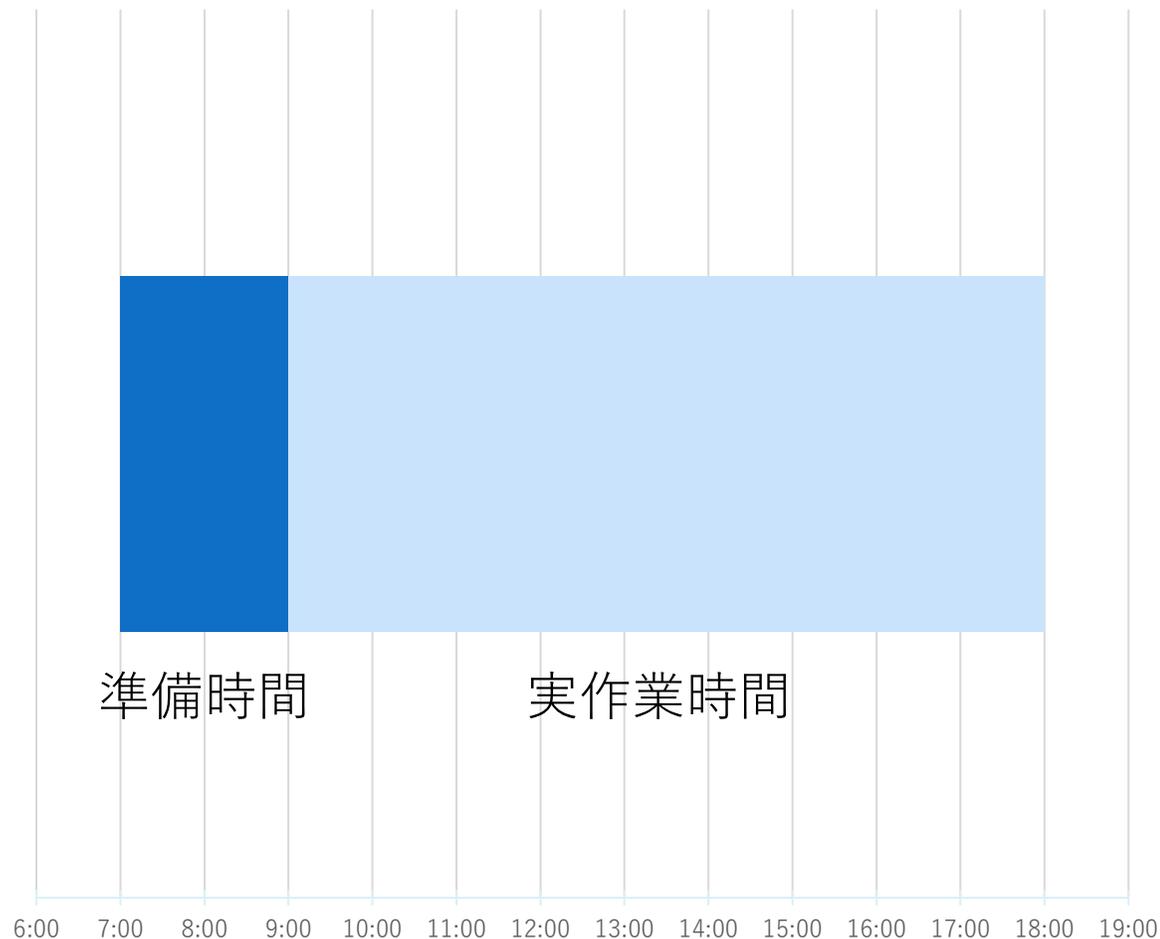


それ以前の時間は労働時間外

【本日のセミナーの目次】

- 1 残業代請求事件の全体像
- 2 裁判例上の労働時間についての考え方
- 3 始業時刻・終業時刻の考え方
- 4 始業終業時刻の立証方法（証拠）
- 5 まとめ

労働時間 = 使用者の指揮命令下に置かれている時間



・三菱重工業長崎造船所事件

(最判平12年3月9日・民集54巻3号801頁)
労働時間は、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、労働時間に該当するかは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるかにより客観的に定まる。

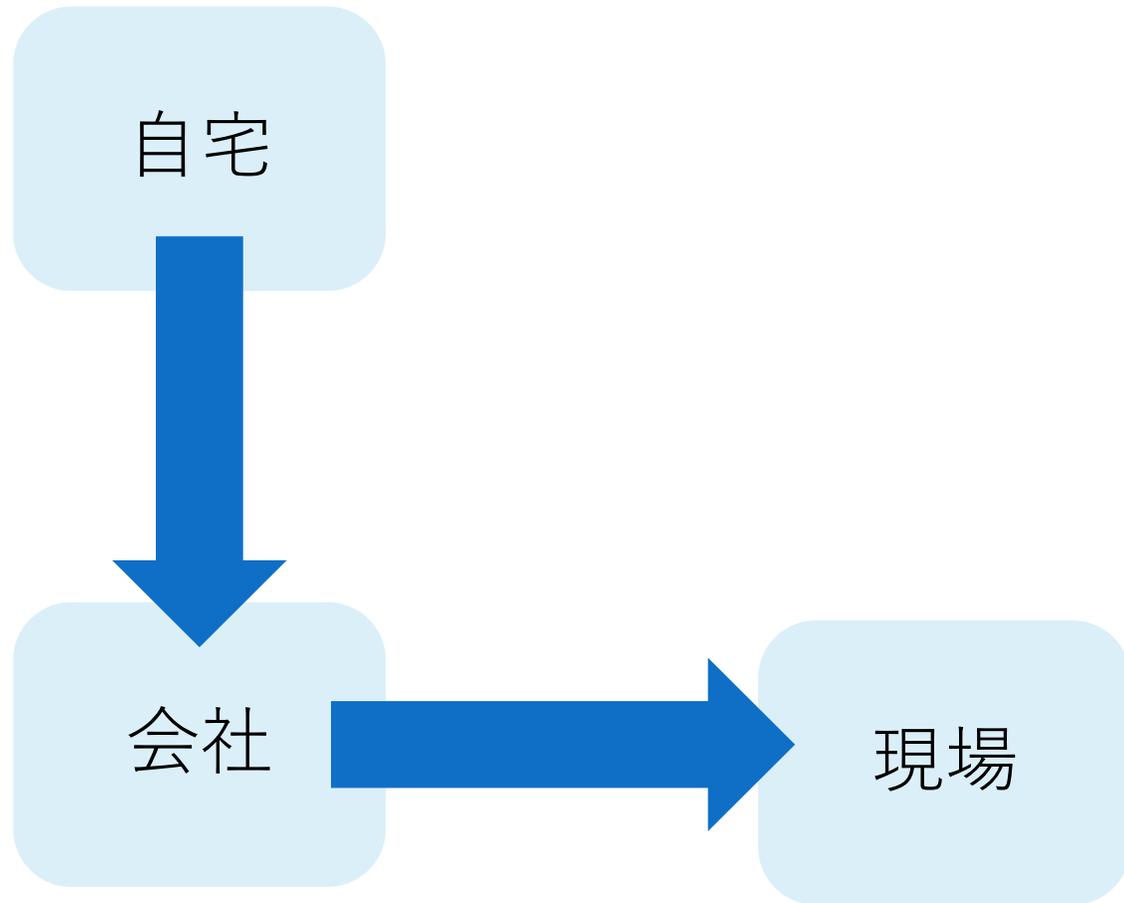
→作業を行う前提として、作業服及び保護具の装着といった準備行為が義務付けられており、着替え開始時点から指揮命令下に置かれたものと評価され、労働時間が開始すると認定。

∴準備時間も労働時間に含まれる。

【本日のセミナーの目次】

- 1 残業代請求事件の全体像
- 2 裁判例上の労働時間についての考え方
- 3 始業時刻・終業時刻の考え方
- 4 始業終業時刻の立証方法（証拠）
- 5 まとめ

会社から現場への移動時間が労働時間ではないとされた事例



・阿由葉工務店事件

(東京地判平14. 11. 15 労判836号148頁)

従業員が会社事務所に集合し、社用車に乗り合わせて現場に赴いていた。

→会社が命じたものではなく、運転者、集合時刻も従業員間で任意に定められていたとして会社現場間の移動時間は、通勤としての性格を多分に有する。

∴会社→現場の労働時間性を否定。

早出出勤した際の労働時間性が認められなかった事例

出社

≠

就労

・ 八重樫本舗事件

(東京地判平25. 12. 25・労判1088号11頁)

早出出勤については、労働者側の事情により業務上の必要性がないにもかかわらずなされることもまま見受けられる。

→早出出勤時の労働時間該当性については、業務上の必要性があったのかについて具体的に検討されるべきであるとし、早出出勤した上で仕事をしてきたことについての立証が不十分であるとして労働時間性を否定。

∴ 始業時刻前については、
出社していた時間 ≠ 就労していた時間

【本日のセミナーの目次】

- 1 残業代請求事件の全体像
- 2 裁判例上の労働時間についての考え方
- 3 始業時刻・終業時刻の考え方
- 4 始業終業時刻の立証方法（証拠）
- 5 まとめ

タイムカード

打刻時刻



始業時刻
終業時刻

✓タイムカードの打刻時刻は、労働者の出勤退勤時刻をほぼ正確に示す。

✓特段の事情のない限り、タイムカードの記録どおりに労働者が労働を開始、終了したことを事実上推定できる。

✓使用者側からの反証が必要。

業務日報などの労働者が作成した資料

勤務開始時刻
勤務終了時刻



記載内容の正確性が認められる場合

始業時刻
終業時刻

✓必ずしも勤務時間を記録することを主たる目的としたものではない。

✓上司の確認を経ている、外部への提出といった事情がある場合には、内容が正確であるとして各書面への記載に基づく労働時間が認定される傾向にある。

✓記載の正確性が問題となる。

タコグラフ

運行開始時刻
運行終了時刻



運転業務の
始業時刻
終業時刻

- ✓トラックの運行状況を客観的に記録する。
- ✓トラック走行中の時間については使用者の指揮命令下に置かれているとの事実上の推定が働くので、反証のない限り記録に基づいた労働時間が認定される。
- ✓停車時間の性質（休憩時間or手待時間）は、分からない。また、運転時間についても、直行直帰などをしていた場合は通勤時間（と考えられる時間）が含まれてしまう。

パソコンのログイン履歴

ログイン時刻
ログアウト時刻



始業時刻
終業時刻

- ✓一般的には出勤直後にログイン、退勤直前にログアウトをする。
- ✓他に資料がなく、使用者の反証がない場合にはログ記録に基づく労働時間の認定が許される。
- ✓労働実態によっては実際の始業・終業時刻とのずれが生じる。

入退館記録

入退館時刻



会社構内への
滞留時間

- ✓ 施設管理を目的としたもので、会社構内に滞留した時間を示すものにすぎない。
- ✓ 入退館記録をもって労働時間を管理していたといった事情がない場合、入退館時刻が直ちに始業・終業時刻とは認められない。
- ✓ 他に滞留時間中に労務を提供した事実を証明する必要がある。

労働者作成の手帳やメモ

記載された
始業時刻
終業時刻



記載内容の正確性が認められる場合

始業時刻
終業時刻

✓会社での利用が予定されておらず、作業日報以上に内容の正確性を吟味する必要がある。

✓労働者の請求から一定割合を控除する裁判例も存在する。

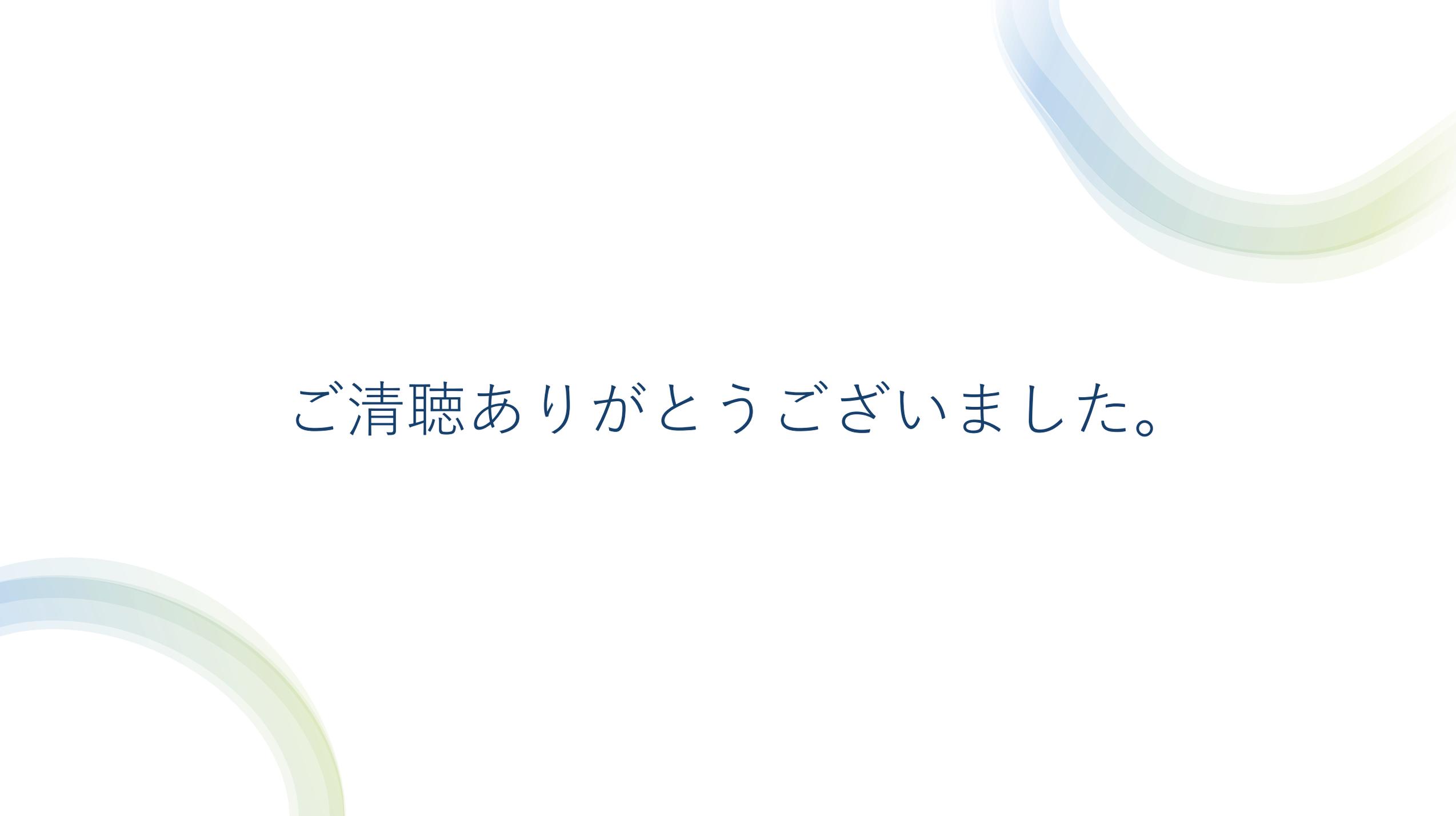
✓正確性の裏付けのため、他の資料との照らし合わせ、他の従業員の証言が必要になることがある。

【本日のセミナーの目次】

- 1 残業代請求事件の全体像
- 2 裁判例上の労働時間についての考え方
- 3 始業時刻・終業時刻の考え方
- 4 始業終業時刻の立証方法（証拠）
- 5 まとめ

まとめ

- 1 「指揮命令下に置かれていたか」が出発点である。
- 2 資料から立証できる事実には限界がある。
- 3 士業間の連携が鍵となることがある。



ご清聴ありがとうございました。